

山梨県公報

第二千五百二十四号

平成二十七年

七月六日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定……………四八三

○道路の区域変更(二件)……………四八三

○一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………四八四

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四八四

○平成二十七年行政書士試験の実施……………四八四

○公共測量の実施(三件)……………四八八

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………四八八

正誤

○平成二十七年六月二十二日付第二千五百二十号中……………四九六

告示

山梨県告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町江草字上中田一〇二七六番地 先から 北杜市須玉町江草字高畑一〇二九〇番地先 まで	一一・四 二七・〇	一六・二 三三・七		一七八・七

山梨県告示第二百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市賑岡町浅利字サスビラ一〇七二番の 三地先から 大月市賑岡町浅利字サスビラ一〇七〇番の 八地先まで	六・〇 九・九	六・〇 九・七	八・五	八・五

山梨県告示第二千四百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 認定番号 山梨県指令建住第千四百五十五号
- 二 公告認定対象区域 甲斐市名取字中河原三百五十九番一
- 三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人八峰会
 - 2 代表者の氏名 古屋 克巳
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町塚川百七十五番地二
 - 4 定款に記載された目的
 - この法人は、北杜市内に在住する精神障害者及び精神障害者をかかえる家族、保護者、並びに一般社会の人々に対して、就労支援事業に関する事業、同じ悩みを持つ人との連携と組織活動の充実強化、精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動等を実施し、精神障害者の社会参加を促進、社会復帰対策の充実と自立した生活ができるような社会環境づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年六月二十九日から同年八月二十八日まで

● 平成二十七年年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年七月六日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 磯 部 力

1 試験期日 平成27年11月8日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会 情報通信・個人情報保護 文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成27年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する専用の封筒により簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成27年9月4日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式

配布場所については、オを御覧ください。

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布期間 平成27年8月3日(月)から同月28日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、

封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次の宛先まで郵便で請求してください（平成27年8月28日必着のこと。）。

- b 名称等 一般財団法人行政書士試験研究センター
- 宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

- a 配布期間 平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで
- b 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部私学文書課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30～ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書がある場所を除き、土曜日及び日曜日は配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 顔写真の画像データ（高さ4：幅3の割合のもの）を用意してください。

(イ) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従って、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成27年8月3日(月)午前9時から同年9月1日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成27年9月1日(火)午後5時で終了します。同時刻までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(平成27年9月1日(火))は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成28年1月27日(水)午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を登載(時間は、合格発表日の午前中)します。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南巨摩郡早川町及び南巨摩郡身延町
- 三 測量の期間 平成二十七年六月五日から平成二十七年十二月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市及び南巨摩郡早川町の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年六月二十四日から平成二十七年十二月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 北杜市及び韮崎市
- 三 測量の期間 平成二十七年六月六日から平成二十七年十二月二十一日まで

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監

査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。
平成二十七年七月六日

山梨県監査委員	小野浩
同	中込孝元
同	白壁賢一
同	高木晴雄

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成27年2月25日発行（山梨県公報号外第九号）山梨県監査委員告示第一号のとおり

(2) 監査の結果に基づき措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月18日、10月15日
監査の結果	

(指導事項)
 1 平成25年度末に取得し、平成26年度に南アルプス市に寄附した、釜無川工業団地汚水排水管理施設用地の取得費1,981,199円について、平成25年度時点では、流動資産の土地として資産計上すべきであるが、販売管理費として経費処理されていた。

2 長期の未収金（破産債権）が次のとおり認められた。（決算日現在）
 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円

(意見)

公社は、平成22年度に策定された改革プログラムに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等に取り組みとともに、平成26年度以降はグローバル職員を置かないこととして、地方三公社を一元化した地域整備公社で残務処理を行っている。

平成24年4月、公社が分譲した市川三郷町大塚地区拠点工業団地の土地に大量の転石や廃棄物が混入していたことが判明し、この問題に対処するため、公社は、転石や廃棄物の撤去・除去等に要した約6.5億円の新たな債務と、隣接未分譲地の売却断念によりこの達成等に伴う金融機関からの借入金4.6億円の合計約11.1億円の債務を負うこととなった。県は、公社がこの債務を自力で返済することは不可能であるとして、平成25年3月、改革

講じた措置（又は今後の方針等）

1 当該土地は、平成26年9月31日に取得したものであるが、平成26年7月7日に南アルプス市に寄附を行い、7月10日には南アルプス市への所有権移転登記が完了していることから、平成25年度の決算修正はできないが、今後は、資産の取扱については十分注意し、適正な会計処理を徹底する。

2 債務者が既に破産しているが、土地に抵当権を設定していることから、今後は現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、未収金については、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討及び実行し、回収に努める。

・ 未売却地の早期売却
 今後は、土地の売却価格の見直しや適正な土地管理を行うとともに、県及び地元市と緊密に連携を取りながら早期に販売できるよう努力していく。

・ 大規模太陽光発電施設の賃料収入の継続的な確保
 随時、土地の維持管理状況を確認するとともに、事業用定期借地権設定契約に基づき、毎年度、事業者からの事業実績の報告を受けするなど、貸付料の滞滞が生じないように注意していく。

・ 債務の縮減
 破産債権については、指導事項2の措置のとおり、未収金の回収を進めることとする。また、損害賠償請求訴訟については、訴訟代理人である顧問弁護士と協力しながら、

プログラムを改定し、従来の方針を継続するなかで、新たな支援を追加したところである。公社は、改定後の改革プログラムに基づき、県から支援を受けて債務処理を着実に行うことはもとより、可能な限り債務の縮減を図る必要がある。公社が保有し、未売却となっている八田御助使南地区工業団地、山梨ビジネスパークの2区画については、改革プログラムにおいて平成27年度末の完売を目指しているところであり、県や市町村との連携を図るなかで積極的な販売努力を行い、早期売却を図りたい。

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の未分譲地については、大規模太陽光発電施設を誘致し、活用されることとなったが、この賃料収入の継続的な確保に努め、債務の縮減を図られた。また、破産債権や転石等が混入していた土地に係る損害賠償請求訴訟への適切な対応により、さらなる債務の縮減に努められた。

ら、できる限りの対応を行っていく。

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年8月28日
監査の結果	
(指導事項) 長田ふるさと財団助成金について、助成金の請求のための実績報告書が助成事業者から1月に提出されていたにもかかわらず、助成金の交付が5月まで遅延しているものがあつた。	実績報告書は1月に提出されたが、内容審査に時間を要したため、額の確定及び助成金の交付が5月になってしまった。今後は、実績報告書の審査を円滑に進め、速やかに助成金の交付を行う。

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月4日
監査の結果	
(指導事項) 1 平成24年度中に発生した基本財産普通預金の利息について、平成24年度中に流動資産に計上されるべきところ、固定資産に計上されていた。	1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上することとする。

2 基本財産について、定款第5条において「この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする」と規定され、別表において有価証券300,000,000円と定めているが、貸借対照表で表示されている基本財産は、普通預金1,860,000円、有価証券299,222,000円（額面

2 貸借対照表で基本財産と表示されていた普通預金1,860,000円は、平成26年度末現在の貸借対照表から、特定資産に表示を替える。また、基本財産である有価証券（額面合計3億円）の定款上の記載については、貸借対照表の記載（科目：投資有価証券、金額：償却原価法による評価額で表示）と

合計3億円、償却原価法による評価を適用)、合計301,082,000円と表示され、定款で定める基本財産の内容と相違していた。

整合を図るため、定款別表(第5条関係)の内容の欄中「300,000,000円」を「額面300,000,000円」に改正する。あわせて、有価証券は、買換え時に一時的に現金預金で保有する場合などもあるため、定款別表(第5条関係)の財産種別の欄中「有価証券」を「有価証券等」に改正する。
別表：基本財産(第5条関係)

改正後	財産種別 有価証券等	内容 額面 300,000,000円
改正前	財産種別 有価証券	内容 300,000,000円

(平成27年5月29日評議員会議決済み)

3 財務諸表に対する注記(重要な会計方針)について、消費税等の会計処理の注記が記載されていたなかった。

3 財務諸表に対する注記について、消費税等の会計処理の注記を記載することとする。
(平成27年5月29日評議員会議決済み)

監査対象団体 公益財団法人 山梨県農業振興公社

所管部局 農政部

監査実施日 平成26年9月29日～30日、11月7日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指摘事項)
就農支援資金貸倒損失引当金が特定資産の控除項目として計上されていた。この引当金は、前回監査で引当根拠がないものとして指導された就農支援資金免除引当金を取崩し、同額を特定資産の控除項目として計上したものである。

この就農支援資金貸倒損失引当金2,022,050円については、平成27年5月開催の理事会、平成27年6月に開催予定の評議員会の承認を得て、平成26年度決算で経常外収益として計上し、果からの就農支援資金借入金を繰り上げ償還する際の財源とする。
(平成27年10月の約定償還にあわせて実施予定)

この過大計上により、結果として、資産及び利益が2,022,050円圧縮されていた。

(指摘事項)

1 山梨県中北農務事務所から受託している白州地区上教来石工区鳥獣害防止柵設置工事積算業務について、委託料の減額変更契約が行われていたが、変更契約の締結及び変更契約の費用に係る支出負担行為の作成がされていなかった。

2 長期未収金が次のとおり認められた。
(決算日現在)
就農支援資金貸付金の償還金(5名)
5,461,000円

3 退職給付引当金が平成25年度末において1,072,003円過大に計上されていた。

4 貸借対照表等の内容を補足する重要な事項を表示する附属明細書において、引当金の明細を表示しなければならぬとされているが、貸倒引当金及び就農支援資金貸倒損失引当金の明細の記載がなかった。

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告において、特定収入割合が5%を超えているため特定収入に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象にはならないが、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を含めたまま仕入控除税額が計算されているため、過少申告となっていた。

6 流動資産に計上されている有価証券12,886,402円は、市場価格のある国債で運転資金の目的で保有しているものであり、満期保有目的の債権には該当しないが、満期保有目的の債権の評価方法である償却原価法で評価され、時価評価されていた。

7 会計規程第4条に「公社の会計は、定款の定めるとおり区分する。」と定められているが、定款に会計区分に関する条項がなく、定款と規程の相互の整合性がとれていなかった。

8 全国農地保有合理化協会に対する平成25年度担い手支援資金借入金限度額について、理事会の承認を受けた金額を超えた損失補償額で損失補償契約を締結し、契約締結後に変更承認

1 公社内で調査したところ、支出負担行為の作成したことを確認したが、書類の管理不十分により関係書類が保存されていなかった。今後は、このようなことが無いよう適切な書類の整理・保存を徹底する。

2 現在も早期の回収に努めており年々減少しているが、早期の回収に努める。

3 平成26年度決算で修正する。今後このようなことのないよう県条例改正状況の把握に努める。

4 決算書類の作成に当たっては、より入念なチェックを行い、今後、附属明細書等への記入もれがないようにする。

5 平成26年10月31日に修正申告を行った。消費税及び地方消費税の確定申告については、入念なチェックを行い、適切な申告を行う。

6 運転資金としていた有価証券について、これまで取崩がなかったため、満期保有目的の債券と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成26年度から時価評価する。

7 平成27年3月の理事会に付議し、会計規程を改定し、定款との整合を図った。

8 損失補償契約を締結する時点で、借入限度額を超える借入が必要となる可能性が生じたため、損失補償契約を締結し、実際の借入前に借入限度額の変更の承認を受けられ

を受けていた。

9 会計規程第38条に「契約の事務手続きは山梨県財務規則に準じて行う。」と定められているが、農地継承円滑化事業に係る小淵沢地区整備工事の工事請書に、契約保証金免除の条項が記載されていないかった。

現在は、損失補償契約について、借入限度額内で行うこととする。

9 現在この事業は廃止されているが、類似の契約を行う場合には契約保証金免除の条項を記載する。

務としてはこれまで貸し付けてきた貸付金の回収・償還業務を行い、延滞債務者からの早期の債権回収を図る必要がある。

県への償還期限（平成30年度）と、就農者からの償還期限（平成34年度）が異なり、公社が一時的に立て替える必要があることから、処理方法について検討する必要がある。

今後は適正な会計処理のもと、一層の経営合理化を進めるとともに、収支の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。

め、農地集積及び担い手の育成のための事業に積極的に取り組んでいくとともに、一層の経営合理化を進め、債務残高の縮減に努める。

（意見）
 公社の経営については、平成27年2月に、山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成30年度までを計画期間とする経営計画が示された。

公社は、これまで基金の運用方法の見直しや、国や県等の行う様々な事業を取り込むことで収支改善に努め、職員体制の見直し、人件費の削減などの合理化を行い、経営健全化に向けた改善を図ってきた。さらに、平成25年7月には公益財団法人に移行し、平成26年3月に農地中間管理事業法に基づき農地中間管理機構として指定を受けている。

農地中間管理事業の開始とともに廃止となした農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、平成22年度末まで完了し、現在は売却差損に係る借入金返済を行っているところであるが、この負債の返済は、収益事業の利益を充てる必要があるため、経営の合理化を総合的に推進するとともに、土地改良事業の設計・積算業務などの積極的な受託により収益事業の収益を確保する必要がある。

平成26年度からは、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を図る中核的な事業体である農地中間管理機構として、農地中間管理事業を推進することとされている。本県は耕作放棄地の割合が高く、農業生産の拡大、県土の保全等のうえで耕作放棄地の解消が喫緊の課題となっている。公社はこれまでに農地保有合理化事業を拡大していくため、耕作放棄地の所有者に対するアンケートや耕作放棄地解消事業を行ってきたが、これらのノウハウを活かした耕作放棄地の解消や、周辺農地と合わせた利用の促進を県や市町村等と連携して進め、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な推進に取り組む必要がある。

また、就農支援資金については、平成26年度から貸付主体が公社から日本政策金融公庫に変更され、貸付事業は終了したが、公社の業

公社の担う役割は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を加速化するため、農用地の中間的受け皿として一層重要となっている。

このような中で、公社の経営安定を図るためには、長期保有農地の売却差損の確定に伴う借入金の早期返済に努める必要がある。

このため、収益事業である土地改良等受託事業は借入金返済の財源となることから、今後とも、県、市町村、農業団体からの農用地等の開発・改良のための事業を積極的に受託していく。

また、平成26年4月から始まった農地中間管理事業については、平成26年3月に策定された県基本方針に沿って、県、市町村、市町村農業委員会、JA、農地利用集積円滑化団体、土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体との連携を密にする中で、各市町村が作成する「人・農地プラン」を基に、事業を実施することによって効果的に担い手等への農地集積を進めていく。

さらに、就農支援資金の未収金については、主たる債務者や連帯保証人からの返済を引き続き求めていくとともに、返済額の増額を求めることにより延滞債権の早期回収に努めていく。

なお、就農支援資金の県への償還に当たり資金不足となる事案については、県と対話を検討していく。

今後、本県農業の担い手となる農業者等に農地を集積する農地中間管理事業の役割は益々重要となっていくものと想定されるなかで、公社の限られた人員で最大限の事業を行うために、これまで蓄積してきたノウハウを活かすとともに、職員の意識を高

1 平成25年度全国地方道路公社連絡協議会東北・関東ブロック研修会に係る2名分の負担金及び懇談会費が、負担金ではなく、旅費として支給されていた。

2 平成26年3月28日に納品された雁坂トンネル周辺ガイドマップの配布残枚数及び郵便切手の期末残高が、資産計上されていなかった。

1 今後は、研修会に関わる旅費請求時のチェックリストを作成し、支出科目の確認強化を図り適切な処理を行う。

2 雁坂トンネル周辺ガイドマップについては平成26年度中に全て配布し、平成27年3月31日時点での在庫はなくなったが、郵便切手については、受払簿と現物を照合して、平成27年3月31日現在の残高を確認し、平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において残高を貯蔵品として資産に計上した。

今後は、印刷物及び郵便切手の在庫管理を適切に行うとともに、年度末の在庫については決算において適正に反映する。

3 現在、設備更新を実施中のため、それを踏まえ、修繕見込額について今後検討していく考えであり、不足する場合には引当を行うこととする。

4 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、パトロール車の廃車・解体費用を除く修正を行い、適正な取得価格を計上した。

今後は、車両の購入・廃車に関わる支出負担行為回時のチェックリストを作成し適切な処理を行う。

9 会計規程第38条に「契約の事務手続きは山梨県財務規則に準じて行う。」と定められているが、農地継承円滑化事業に係る小淵沢地区整備工事の工事請書に、契約保証金免除の条項が記載されていないかった。

現在は、損失補償契約について、借入限度額内で行うこととする。

9 現在この事業は廃止されているが、類似の契約を行う場合には契約保証金免除の条項を記載する。

（指導事項）
 1 平成25年度全国地方道路公社連絡協議会東北・関東ブロック研修会に係る2名分の負担金及び懇談会費が、負担金ではなく、旅費として支給されていた。

2 平成26年3月28日に納品された雁坂トンネル周辺ガイドマップの配布残枚数及び郵便切手の期末残高が、資産計上されていなかった。

3 雁坂トンネル有料道路について想定される修繕見込額 270,000,000 円について、70,614,000 円しか計上していないため、199,386,000 円の引当金が不足していた。

4 除却した車両の廃車・解体費用11,680円について、固定資産除却費として費用計上すべきところを、別途購入したパトロール車の取得価格に含めていた。

5 購入したパトロール車に係るリサイクル積

1 今後は、研修会に関わる旅費請求時のチェックリストを作成し、支出科目の確認強化を図り適切な処理を行う。

2 雁坂トンネル周辺ガイドマップについては平成26年度中に全て配布し、平成27年3月31日時点での在庫はなくなったが、郵便切手については、受払簿と現物を照合して、平成27年3月31日現在の残高を確認し、平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において残高を貯蔵品として資産に計上した。

今後は、印刷物及び郵便切手の在庫管理を適切に行うとともに、年度末の在庫については決算において適正に反映する。

3 現在、設備更新を実施中のため、それを踏まえ、修繕見込額について今後検討していく考えであり、不足する場合には引当を行うこととする。

4 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、パトロール車の廃車・解体費用を除く修正を行い、適正な取得価格を計上した。

今後は、車両の購入・廃車に関わる支出負担行為回時のチェックリストを作成し適切な処理を行う。

5 平成27年5月28日に理事会で承認された

託金について、売却又は除却されるまで資産計上すべきところを、車両の取得価格を含めて減価償却の対象としていた。なお、他の車両に係るリースイクル預託金についても、平成25年度末の貸借対照表において資産計上されていた。

6 小井川駐車場の賠償責任保険料の仕訳科目について、小井川駐車場管理費とすべきところを、田富高架下駐車場管理費の役割費としていた。

平成26年度決算において、車両に係るリースイクル預託金については、適正な取得価格及び減価償却額となるよう修正し、資産として計上した。
 今後は、車両の購入・廃車に関わる支出負担行為の時のチェックリストを作成し適切な処理を行う。

6 今後は、支出負担行為の発生及び支出命令時のチェックリストを作成し、チェック体制の強化を図り事業ごとの適切な仕訳を行う。

(意見)

公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成23年12月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。また、建設時の借入金の償還が平成28年度まで続くことから発生する資金不足を補う必要があり、平成24年3月に経営計画を一部変更し、県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。
 今後とも、適切な道路管理を行うとともに、経営計画の着実な実行を図らねばならない。

経営計画に沿って、引き続き利用促進対策に積極的に取り組むとともに、維持管理費の更なる削減に努めていく。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	平成26年8月27日、10月22日
	監査の結果
(指摘事項)	<p>1 2月の大雪の際の各浄化センターの除雪業務と甲斐市のマンホールからの汚水漏れ補修業務について、支出負担行為の決裁を受ける事なく、緊急業務委託依頼書を相手に送付して業務を執行していた。その後、支出負担行為を作成し、契約書を事後で締結し、支払を行っていた。</p> <p>2 財務諸表に対する注記(固定資産の減価償却の方法)について、リース資産の減価償却の方法の注記が記載されていないかった。</p> <p>3 未収金に対する貸倒引当金の計上基準について、法人の定めがなかった。</p> <p>4 消費税の会計処理は税込方式によっているが、前回の監査において税込処理されていたものがあつたが、今回も同様に、報償金支出につ</p>
	<p>1 除雪業務他について、今後は包括的民間委託を含め、個別の支出負担行為及び契約書を必要とせず、業務の執行ができるよう改善する。</p> <p>2 リース資産の減価償却の方法について、財務規程に定めるとともに、平成26年度決算より記載する。</p> <p>3 貸倒引当金の計上基準について、財務規程に定める。</p> <p>4 報償費について、平成27年度より税込処理する。</p>

いて税込処理されているものがあつた。

5 修繕請負契約において、契約保証金額の欄に「保証金額」の記載が漏れていた。また、保証金に代えて保証会社の保証書を契約保証の担保として徴していたが、公社財務規程には保証会社の保証書をもって契約保証金の納付に代える旨が記載された条項が認められなかった。

5 契約書の契約保証金額の欄に、「保証金額」又は「免除」を必ず記載するとともに、保証会社等の保証書をもって契約保証金の納付に代える旨を財務規程に定める。

監査対象団体	山梨県住宅供給公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	平成26年10月11日～2日、11月5日
	監査の結果
(指摘事項)	<p>平成25年度中に完了していない空き家修繕工事について、年度末に検査確認が完了したとして県に実績報告書を提出し、平成25年度の県営住宅等の管理業務の受託額に含めて精算していた。</p>
	<p>当該修繕工事に係る県からの委託料については、平成26年12月26日付けで県に返納した。 今後は、年度末における工事の完了状況の確認を徹底するとともに、委託料の実績報告に際しては、計上に誤りがないよう、内容審査を複数の職員により確実に行うこととし、職員に周知徹底を図った。 また、実績報告を作成する際に、内容が適正であるか一瞥で確認できるよう、チェックリストを作成する。</p>

(指摘事項)	<p>1 貸与引当金の中に、平成25年6月支給で土地開発公社に支払うべき金額が443,308円含まれており、年度末で未精算であつた。また、貸与引当金の貸借対照表計上額が131,518円過大に計上されていた。</p> <p>2 山宮賃貸住宅について事業活動の損失が7,737,751円発生しているが、地方住宅供給公社減損会計処理基準に定める減損処理がされていないかった。</p> <p>3 山宮賃貸住宅の建物について、借地契約の残存年数で償却しており、平成34年5月14日借地契約が終了するが、残存価格を1円とすべきところ10%としたため、平成34年度末に未償却残高が22,703,735円残存している。償却不足額は1年間で2,134,500円発生している。</p>
	<p>1 兼務している役職員の賞与を立替払いしていた土地開発公社から平成26年4月15日付けで請求があり、平成26年4月30日に賞与引当金の未精算金を精算した。また、引当金については、複数の職員によるチェック強化を図り、適正な加算率、支給率により計算した数値を計上する。</p> <p>2 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、減損会計処理基準を適用し185,181,819円の減損損失を計上し、反映させた。</p> <p>3 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、減損会計処理基準を適用し残存価格を1円とし185,181,819円の減損損失を計上し、反映させた。</p>

4 管理人手当について、所得税の源泉徴収をしていなかった。

5 退職給付引当金が平成28年度末において、1,484,036円過大に計上されていた。

(意見)

公社は、平成22年10月に策定された改革プランに基づき、分譲事業を廃止するとともに、県営住宅の管理代行を主体とした経営への移行を実施し、また、支払利息軽減のための無利子貸付や事業損失の補填のための補助金の導入など、県からの支援を受けながら経営改善に努め、改革プランの目標は概ね達成された。

平成26年3月の第二次改革プランの策定に合わせ、公社の存続について検討した結果、フロンター職員削減に伴う組織力の低下、借入金の返済長期化が中長期的な課題として挙げられ、総合的な判断として、公社は平成50年度に解散するとの方針と債務解消に向けた県による財政支援の強化が決定された。

平成50年度の公社解散に向けて、公社が連帯債務者となっているファミリー賃貸住宅制賦事業及び特定優良賃貸住宅制賦事業への対応は大きな課題である。また、将来的には、金利上昇や地価下落による資産の評価額や賃貸料収入等の事業収益の減少等の懸念もある。

今後とも、事業の縮小整理に合わせた組織の見直し、コスト削減等による利益の確保、ファミリー賃貸住宅制賦事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図られた。

4 甲府税務署の指導を受け、管理人手当について源泉徴収を行い納付している。今後は、源泉徴収漏れのないよう報酬及び給与の支給の際には厳重な確認を行う。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となっていました。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

第二次改革プランに基づき、ファミリー賃貸住宅制賦事業等の未収金問題への対応や、平成50年度の公社解散に向けた事業の縮小整理、債務処理対策に取り組むとともに、各事業を適正に管理・運営し経営健全化に努めていく。

今後、事務処理や手続き上のミス、あるいは不手際がないよう十分に注意する。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構
所管部局	森林環境部
監査実施日	平成26年9月9日
監査の結果	

講じた措置 (又は今後の方針等)

1 所得税の源泉徴収については、10人未満に対する謝金の支払であることから「納期の特例」により納付した。今後は、すべての案件について、確認して対応する。

2 県の指導を受け、速やかに諸手当の認定行為を行うこととした。

2 公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程第7条において、「職員に支給する給与は、この規程に定めるもののほか、支給条件、支給額、支給方法等については、山梨県一般職の職員の例によるものとする。」と規定されているが、代表理事、事務職員の扶養手当、通勤手当について認定行為がなされないまま支給されていた。

3 郵便切手及び収入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。

4 財務諸表に対する注記において、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に償却原価法適用に伴う基本財産の利息振替額が記載されていなかった。

(意見)

基本財産の運用については、同機構の資産運用規程により円建外国債券等も運用対象として規定しており、基本財産1,075,777,294円のうち、300,000,000円を円建外国債券(仕組債)で運用していた。

機構が運用している円建外国債券は、金利変動リスクが高く、平成25年の年間利回りは約0.22%で、同時期に購入した利付き国債の年利1.50%の1/7程度となっており、今後も外国為替相場等の変動により、運用収入に著しい変動を生じる恐れがある。

また、償還期限での元本保証はあるとはいえず、運用期間も20年と長く、解約権は原則と

4 公認会計士の指導を受け、該当項目の記載が必要な際は、適正に対応することとした。

3 保有資産の金額及び数量の管理については、管理ツール等を活用し、一括管理するとともに、貸借対照表に資産として計上する。

当機構の外国債については、公益財団法人設立前の平成14年及び平成17年に当機構の資産運用規程に基づいて購入したものである。現在の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」に照らせば適当ではないが、直ちに解約することはかえって基本財産に損害をあたえることから、満期保有の原則に従い、慎重に取り扱うこととする。

また、現在の債権が償還された場合の資産運用については、予算策定時の理事会において、国債、地方債などとする方針を定

監査対象団体	公益財団法人 山梨県私学教育振興会
所管部局	総務部
監査実施日	平成26年9月3日
監査の結果	
(指導事項)	一部の講師への謝金について、所得税を源泉徴収していなかった。
講じた措置 (又は今後の方針等)	
甲府税務署の指導を受け、本人から源泉徴収を行い、納付した。	

<p>して債券発行体であり、平成25年12月31日現在の時価では多額の評価損が発生している。さらに、一部の債券発行体の格付けは購入時から著しく低下し、同機構の資産運用規程で定めた格付けの基準を下回る時期もあった。「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」においては、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行う必要があり、外貨建債券等の価値の変動が著しい財産又は方法で管理運用すること、原則として適当でない。」こととされていることから、公益目的事業の継続的・安定的な遂行のため資産運用規程の見直しを検討するとともに、慎重な運用に留意されたい。</p>	<p>めているが、今後も安定した運用益が得られるよう、資産運用規定の見直しを行い、適切な資産運用に努める。</p>
--	---

<p>監査対象団体 所 管 部 局 監査実施日</p>	<p>株式会社 清里の森管理公社 森林課課長部 平成26年9月10日、10月9日</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>1 左記に対する平成27年3月31日現在の残高については下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共益費</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,986,578円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td style="text-align: right;">19,950円</td> </tr> <tr> <td>汚水処理場使用料</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,006,528円</td> </tr> </table> <p>訴訟や督促などにより未収入金の回収を進めており、汚水処理場使用料については平成26年度に全額回収した。共益費については、債権の約4割を占める法人が清算手続中であることから平成26年度の回収は435,403円に止まったが、今後とも債権回収に努めていく。また、受託業務料については、債務者が支払を確約しており、平成27年度中に全額回収できる見込みである。</p>	共益費	3,986,578円	受託業務料	19,950円	汚水処理場使用料	0円	合 計	4,006,528円
共益費	3,986,578円									
受託業務料	19,950円									
汚水処理場使用料	0円									
合 計	4,006,528円									
<p>(指導事項)</p> <p>1 平成24年度以前の未収入金がおとり認められた。(平成25年度決算日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共益費</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,421,981円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td style="text-align: right;">19,950円</td> </tr> <tr> <td>汚水処理場使用料</td> <td style="text-align: right;">130,332円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,572,263円</td> </tr> </table>	共益費	4,421,981円	受託業務料	19,950円	汚水処理場使用料	130,332円	合 計	4,572,263円	<p>2 決算報告書の個別注記表において、引当金の計上基準として貸倒引当金については、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸倒の可能性が高い長期未収入金(破産債権等で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に返済を受けることができないことと明らかでないもの)の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率(未収入金の6/1000)によって計上しており、債権の内容容を検討した計上は</p>	
共益費	4,421,981円									
受託業務料	19,950円									
汚水処理場使用料	130,332円									
合 計	4,572,263円									

<p>行われていなかった。</p> <p>3 平成26年2月の大雪時の対応(除雪作業等)にあたった職員に、実績に応じて時間外勤務手当を支給すべきところ、当公社に規程の定めがない果の規定による宿日直手当が支払われていた。</p> <p>4 販売用資産について、棚卸しは年2回実施されていたが、商品の受払が確実に管理できる書類が作成されていなかった。また貸与用資産についても、平成24年4月1日現在の管理台帳は作成されていたが、その後の数量管理が行われていなかった。</p> <p>5 財務規程により、公社の会計及び財務に關し、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、同規程により流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成25年度の確定消費税について未払計上されていなかった。</p>	<p>3 当該職員については、宿日直手当163,505円の返還を受けて、超過勤務手当407,943円を支給した。</p> <p>4 平成26年12月から、販売用資産については商品受払管理簿に毎月記載し管理しており、貸与用資産についても「備品管理台帳」に毎月記載を行い確実な数量管理に努めている。</p> <p>5 消費税の会計処理には税抜方式と税込方式とがあり、当社では税込経理方式を適用している。このため、未払消費税は存在しないことから、貸借対照表に消費税の未払計上がないものである。</p> <p>なお、税法上は税抜経理方式も選択できるため、財務規程の貸借対照表様式に未払消費税の表記があったが、当社経理方式を明確にするため、平成27年度中に様式の修正を行う。</p>
---	--

<p>監査対象団体 所 管 部 局 監査実施日</p>	<p>公益社団法人 山梨県畜産協会 農政部 平成26年9月16日、10月20日</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>1 該当する職員から家賃改定時の住居届と確認書類として住宅賃貸借契約書が提出され、認定書類の整備は完了した。</p> <p>2 これまで財務担当者2名で行っていた実施事業の事務処理や財務会計等の業務の一部を、契約職員にも割り振った。その結果、財務会計処理を優先的に実施する体制が整い、現在は遅延することなく会計残高試算表を作成している。</p>
<p>(指導事項)</p> <p>1 住居手当の額の改定について、住居手当の額の算定の基礎になる契約書及び認定書類が存在しなかった。</p> <p>2 会計規程第26条に「毎月10日までに前月分の現金、預金の合計残高試算表を作成し、検算を行い提出しなければならぬ」と定められているが、作成が遅延していた。</p>	<p>1 住居手当の額の改定について、住居手当の額</p>	

--	--

監査対象団体	学校法人 看護学園	
所 管 部 局	福祉保健部	
監査実施日	平成26年10月15日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	固定資産(備品)の取得については、経理規程及び経理規程施行細則で契約方法を規定しているが、補助対象経費となる固定資産(備品)の取得において、同規程等で定められた見積合わせを行わずに取得し、契約書も作成されていないものがあつた。	固定資産(備品)の取得については、指摘を受けて以後、見積合わせの実施・契約書の作成を行っており、経理規程及び経理規程施行細則を順守している。

監査対象団体	甲府商工会議所	
所 管 部 局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月9日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	記帳指導員への謝金について、所得税を源泉徴収していなかった。	税務当局に状況を説明し、指導を受けた結果、平成27年1月の支払い分から源泉徴収を行っている。

監査対象団体	都留市商工会	
所 管 部 局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月9日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	住居手当の認定について、住居手当の額を決定するための更新契約書が添付されていないものがあつた。	平成26年10月の指導後、直ちに更新契約書を添付した。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会	
所 管 部 局	福祉保健部	
監査実施日	平成26年10月7日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	1 長期未収入金が次のとおり認められた。 (決算日現在) (1) あけぼの医療福祉センター成人寮施設支援カーブス利用料金 (1名) 347,280円 (2) あさひワークホーム施設入所支援事業利用料金 (2名) 33,202円	1 未納者には再三の督促を行ったが、(1) あけぼの医療福祉センター成人寮の1名については、退所後5年以上経過し未納者の所在が不明になつておりため、平成27年度第1回理事会(5月27日実施)において、平成27年度補正予算で徴収不能額(欠損金)として処理した。 (2) あさひワークホームの1名については、指導後3月2日に本人に再請求すると、3月中旬に10,000円の入金があり、

2 扶養手当の支給において、平成25年度に満16歳となった扶養親族である子2名分について、満16歳の年度初めから加算されるべき5,000円が加算されていないがあつた。	残金21,445円は5月11日に入金された。また、1,757円の1名については、平成25年4月18日に死亡した旨、所轄の東京都足立区より連絡があり、その後の徴収が不可能なため、平成27年度第1回理事会(5月27日実施)において、平成27年度補正予算で徴収不能額(欠損金)として処理した。
3 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていた。また、あけぼの医療福祉センター成人寮については郵便切手の使用枚数の管理は行っていたが、残高(枚数及び金額)の管理がされていなかった。	3 郵便切手の期末残高の確認を徹底するとともに、貸借対照表に資産として計上する。また、あけぼの医療福祉センター成人寮については、「郵便切手受払簿」により適正な管理を行う。
4 平成26年4月1日に購入したフラットファインル等事務消耗品費12,256円については、平成26年度の費用とすべきところ、平成25年度の費用としていた。また、平成25年3月25日に購入した消耗品に係る平成24年度に行うべき費用処理を、購入年度(平成24年度)に行つておらず、平成25年度の費用として処理していた。	4 今後は複数の職員で確認し、年度内に処理する。
5 山梨県の貸与備品について、基本協定書別紙2「山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮管理運営業務仕様書」第3-1(3)(備品の保守管理業務)に定める備品台帳の整備がされていなかった。	5 基本協定書のとおり整備した。
6 平成26年度の業務計画書について、基本協定書第18条第1項の規定に基づき平成26年2月末日までに山梨県に提出しなければならなるところ、提出が遅延していた。	6 基本協定書第18条第1項の規定に基づき、平成27年度業務計画書は2月末日までに提出した。

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会	
所 管 部 局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月6日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	清掃業務請負契約書外3件の契約書に、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。また、清掃業務請負契約書外1件の	契約解除のための暴力団排除条項を設けていない契約について、変更契約又は覚書の締結により契約解除のための暴力団排除

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十七年六月二十二日（第二千五百二十号）山梨県公告（特定非営利活動法人の設立の認証申請）

四四四 上 八 山梨県富士吉田市上吉田

山梨県富士吉田市上吉田九千五百七十二番地二号

契約書に、印紙が貼付されていなかった。

条項を追加した。
印紙が貼付されていた契約書には、監査終了後、印紙の貼付、捺印をした。今後は契約内容、印紙貼付に不備がないよう契約締結時に担当者と事務局長の2名により最終確認を必ず行う。